

福祉用具貸与

重要事項説明書兼契約書

(介護予防サービス)

医療法人 三宅会

指定福祉用具 グッドライフレンタル

福祉用具貸与に関わる重要事項について、以下に明記します。サービスご依頼に際し、ご理解の上ご了承を頂くよう、何卒お願い致します。

1 事業所の概要

事業所名	指定福祉用具 グッドライフレンタル
種類	介護予防福祉用具貸与
事業所番号	3471509749
所在地	広島県福山市今町3番10号
電話	(084)923-1270

2 営業時間

営業日	月曜日 ～ 金曜日
休日	土曜日 日曜日 および 祝祭日 お盆(8/13 ～ 8/15) 年末年始(12/31 ～ 1/3)
営業時間	9時 ～ 18時

3 事業の目的

事業者は、本契約が適切な福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的として、介護予防福祉用具貸与を提供するものとします。

4 事業の方針

- ①事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- ④介護保険法及び関連する法律を遵守し、施行規則の運営基準にのっとり事業運営を行います。
- ⑤利用者の自立の支援や、介護者の介護負担の軽減になるような介護予防福祉用具を選定し、有効に活用されるよう利用者の立場に立って提供します。
- ⑥常に清潔かつ安全で正常な機能を有する介護予防福祉用具を貸与します。
- ⑦自ら提供するサービスの質の向上を目指し、常にその評価を行うと共に、評価に基づく改善を図ります。
- ⑧サービス供給量に見合う十分な福祉用具専門相談員を配置し、研修等による資質の向上に努めます。
- ⑨他の関連する在宅サービスとの連絡調整を密にし、利用者本人の選択に合致する用具の提供に努めます。
- ⑩利用者からの苦情に適切に対応できるよう努めます。

5 事業所従業者の体制

- (1) 管理者 福祉用具専門相談員 1 名（常勤）
管理者は事業所の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 専門相談員等 福祉用具専門相談員 2 名以上（2 名以上の内 1 名管理者と兼務）
福祉用具専門相談員は利用者に適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行います。

6 通常事業の実施地域

福山市、府中市

7 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法

- a 相談受付
- ・介護予防支援事業者からくる場合
 - ・利用者、又はその家族からくる場合 → 介護予防支援事業者に紹介
 - ・その他提携契約先からくる場合
- b 介護予防支援事業者（地域包括支援センター職員）との連絡調整
- ・介護支援専門員、利用者本人、家族等とともに意見交換等を行う。
- c 福祉用具選定への援助、同意
- ・利用者本人、家族が介護予防福祉用具を選定するとき、福祉用具専門相談員は利用者の心身の状況、希望、環境等を考慮に入れ福祉用具が適正に選定され、かつ使用されるように専門的知識に基づき相談に応じる。
 - ・カタログ等を示して、介護予防福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の介護予防福祉用具貸与に関する同意を得る。
 - ・介護支援専門員、利用者等と打ち合わせ後、購入日時を決定する。
- d 搬入
- ・安全性、衛生状態等に関してチェックされた介護予防福祉用具を搬入する。
 - ・搬入については、リョーキ㈱または㈱日本ケアサプライに委託する。
- e 組み立て
- ・取扱説明書の指示通りに組み立てる。
 - ・組み立ては、リョーキ㈱または㈱日本ケアサプライと共同作業で行う。
- f 調整、説明、確認
- ・搬入、組み立てた介護予防福祉用具につき、福祉用具専門相談員は利用者の身体状況等に応じて、介護予防福祉用具の調整を行う。
 - ・利用者本人、家族に介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意点、故障時の対応等を説明する。またそれらの内容を記載した取扱説明書、しおり等を交付する。
 - ・必要に応じて利用者等に実際に介護予防福祉用具を使用させながら使用方法を指導する。
 - ・最終的に搬入した介護予防福祉用具の適合状況を確認する。
- g 契約
- ・利用者本人、または家族に契約者及び使用者を確認し、その契約内容をきちんと説明した後、介護予防福祉用具貸与の契約を結ぶ。
 - ・取扱説明書同意書、重要事項説明書兼契約書に署名をもらう。
- h 自己負担額の徴収
- ・レンタル利用料の自己負担額は毎月末後徴収する。
 - ・2 カ月目以降の支払い方法について説明する。
- i アフターサービス、利用状況の確認

- ・必要に応じて利用者の使用介護予防福祉用具の利用状況を電話等で確認する。
- ・身体状況等の変化があった場合には、現在の介護予防福祉用具でよいか、新たな機種が必要かどうかアドバイスする。
- ・故障が発生した場合、利用者に支障を来さないうちに、介護予防福祉用具の修理、調整を行う。修理、調整で無理な場合は、介護予防福祉用具を取り替える。

j 搬出

- ・搬出は、リョーキ㈱または㈱日本ケアサプライに委託する。

k 消毒・補修

- ・消毒、補修については、リョーキ㈱または㈱日本ケアサプライに委託する。

l 保管

- ・保管については、リョーキ㈱または㈱日本ケアサプライに委託する。

8 キャンセル料について

介護予防サービス計画が作成された後にサービス利用を中止される場合には、前日までにすみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

【連絡先】 電話 (084) 923-1270
FAX (084) 923-7156 キャンセル料はいただきません。

9 アフターサービスについて

常に利用者及び利用者の家族の状態や環境の変化にあわせて安心して介護予防福祉用具をご利用いただく為に、定期的に電話や訪問等によるアフターサービスを行います。料金は無料のサービスです。お気軽にご相談ください。

10 個人情報の取り扱いについて

当事業所は、個人情報の取り扱いについて「個人情報保護方針」「個人情報保護規程」等を定め、個人情報保護管理者の監督下で適切な安全管理措置を継続的に実行します。また苦情の適切かつ迅速な処理に努めます。

11 事故・故障時等の対応について

- ①万一、故障等が発生した場合には下記にご連絡ください。速やかに、修理・交換等の手配を致します。
電話 (084) 923-1270 FAX (084) 923-7156
- ②ご利用者またはそのご家族に対して賠償すべき事由が起こった場合には誠実に対応するとともに金銭等により賠償致します。円滑に対応させていただく為に、賠償保険にも加入しています。
- ③事故発生時にはご家族及び利用者に係わる介護予防支援事業所に対しても連絡を入れ円滑な対応を致します。
- ④故意又は間違った使い方による故障・破損の場合には、修理代金相当額をご請求させていただきます。
- ⑤盗難・事故・火災・天変地異等によりレンタル商品が滅失（修理不能も含む）した場合代替商品の購入代金相当額をご請求させていただきます。

12. 介護保険外での取り扱いについて

介護保険施設や医療施設に入所または入院した時、要支援認定で自立と判断された時には、介護保険を利用しての福祉用具の貸与を受けることができません。レンタル料金の金額が利用者及び利用者の家族のご負担になりますので、このような場合には早急に、(084) 923-1270までにご連絡ください。以降のお取り扱いについてご相談させていただきます。

様（以下「契約者」という）と医療法人 三宅会（以下「事業者」という）は、指定福祉用具グッドライフレンタル（以下「事業所」という）において、事業者が利用者に対して行う介護予防福祉用具貸与について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1条 （契約の目的）

事業者は、本契約が適切な介護予防福祉用具を用いてその心身の機能を補い、居宅において自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的として、介護予防福祉用具貸与を提供するものとします。

第2条 （介護予防福祉用具貸与）

- 1 本契約において「介護予防福祉用具貸与」とは、事業者が専門知識に基づいて適切な介護予防福祉用具の選定に関する相談・助言を行い、契約者に応じて選定された介護予防福祉用具貸与種目を賃貸するサービスをいうものとします。
- 2 本契約において「介護予防福祉用具」とは、契約者の生活の機能の維持又は改善を図るために必要な福祉機器・介護用品をいうものとします。

第3条 （従事者）

- 1 本契約において「従事者」とは、福祉用具専門相談員等、事業者が介護予防福祉用具貸与を提供するために従事させるものとします。
- 2 事業者は、介護予防福祉用具に関する専門知識を有し、契約者及び介護者等に対して適切な相談・援助等を行うことのできる従事者を選任し、介護予防福祉用具貸与の提供にあたるものとします。

第4条 （介護予防福祉用具貸与種目の選定・変更、提供の中止）

- 1 事業者は、介護予防福祉用具の選定にあたって、福祉用具専門相談員によって契約者の心身・生活の状況、介護予防福祉用具の設置場所、使用する環境等について聴取するものとします。
- 2 事業者は、前項の聴取に基づいて、契約者又は介護者等に対して適切な介護予防福祉用具について説明を行い、契約者及び介護者等と協議して介護予防福祉用具を選定します。この場合に、事業者は必要に応じて契約者の主治医等に助言・指導を求めることができるものとします。
- 3 事業者は契約者の要請に応じて、介護予防福祉用具の使用状況ならびに契約者の心身・生活の状況等を確認するものとします。
- 4 前項の結果又は医師・介護予防支援事業者等の助言・指導に基づいて、介護予防福祉用具の変更もしくは提供の中止の必要があると認められた場合には、事業者は契約者及び介護者等と協議して介護予防福祉用具の変更、又はその提供を中止するものとします。但し、本契約に基づく介護予防福祉用具貸与の提供について介護予防サービス計画が作成されている場合には、事業者は介護予防支援事業者に対して介護予防サービス計画の変更を要請、又は中止するものとします。
- 5 契約者及び介護者等は、介護予防福祉用具の選定・変更等に関する主治医・医療機関その他関連機関との連携（助言・指導等）について、事業者に協力するものとします。

第5条 （契約者、介護者の義務）

- 1 契約者は介護予防福祉用具について定められた使用方法及び使用上注意事項を遵守するものとし、介護者に定められた使用方法及び使用上の注意事項を遵守させるものとします。
- 2 契約者は、事業者の承認を得ることなく介護予防福祉用具の使用変更、加工・改造を行うことはできないものとします。
- 3 契約者は、事業者の承諾を得ることなく本契約に基づく権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し又は転貸することはできないものとします。

- 4 契約者は、転居、入院など、介護予防福祉用具の利用状況の変化があった場合には、速やかに事業者へ通知するものとします。

第6条 (介護予防福祉用具の納品)

- 1 事業者は、介護予防福祉用具を契約者に引き渡すにあたって、従事者によって組立・設置を行い、介護予防福祉用具の作動具合及び契約者への適合状況を確認するものとします。
- 2 事業者は、介護予防福祉用具を契約者に引き渡すにあたって、契約者又は介護者等に対して介護予防福祉用具の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し取扱説明書を交付するものとします。

第7条 (介護予防福祉用具貸与の種目)

- 1 事業者が提供する介護予防福祉用具貸与の種目は、重要事項説明書のとおりとします。
- 2 本契約第4条第3項及び第4項により、事業者が提供する介護予防福祉用具に変更又は中止があった場合には、前項の内容を変更し、介護予防福祉用具貸与を提供するものとします。

第8条 (介護予防福祉用具の修理・交換)

- 1 契約者は、本契約に介護予防福祉用具と異なる機種が納品され、または使用中の介護予防福祉用具について故障・破損が発生したことを発見した場合には、速やかにこれを事業者へ通知し、事業者は当該介護予防福祉用具について修理又は交換を行うものとします。
- 2 前項の修理・交換に伴う費用は原則として事業者が負担するものとします。
但し、契約者側の事情により介護予防福祉用具の交換・変更を希望する場合、又は契約者もしくは介護者等が事業者もしくは従事者の指示・説明に反して介護予防福祉用具を使用したため故障破損が発生した場合には、この費用は契約者が負担するものとします。

第9条 (帳票類の保管)

事業者は、契約者に対する介護予防福祉用具貸与の実施について記録を作成し、契約完了後2年間は保管するとともに、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第10条 (安全衛生)

事業者は、介護予防福祉用具貸与の提供のために準備した介護予防福祉用具及びその消毒・補修点検・運搬について、安全衛生をふまえて適切な管理を行うものとします。

第11条 (守秘義務)

- 1 事業者及び従事者は、契約者及びその家族の同意を文書で得ない限りその業務上知り得た契約者、又はその家族の秘密を漏らさないものとします。
- 2 事業者は、従事者が退職後、在職中知り得た契約者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じるものとします。
- 3 事業者は、契約者又はその家族の個人情報を用いる場合は、当該本人及びその家族の同意を文書で得ない限り、従事者に契約者又はその家族の個人情報を提供させないものとします。

第12条 (介護予防福祉用具貸与の開始)

事業者が、本契約により提供する介護予防福祉用具貸与の開始日は、契約日とします。

第13条 (介護予防福祉用具貸与利用料金)

1 介護予防福祉用具貸与利用料金の計算は、1ヵ月単位とします。但し、開始月と終了月の介護予防福祉用具貸与利用料金は次のようになります。

① 介護予防福祉用具貸与開始月の利用料金

- ・ 契約日とその月の15日以前の場合 : 月額利用料の1ヶ月分
- ・ 契約日とその月の16日以降の場合 : 月額利用料の半月分

② 介護予防福祉用具貸与終了月の利用料金

- ・ 解約日とその月の15日以前 : 1ヶ月分の半月分
- ・ 解約日とその月の16日以降 : 1か月分の全額

※ただし、レンタル開始と終了同じ月内に行なわれた場合の利用料は、1ヶ月分全額とする。

その他の費用

- a. 事業の実施地域内への搬入・搬出料については、利用料に含まれるものとする。
- b. ただし、次の場合は搬入・搬出にかかった費用を実費請求する。
 - ・ 搬入・搬出の際、特別な作業や措置が必要な場合。
 - ・ 離島への搬入・搬出の場合、運送料は、時価による料金を徴収する。
実施地域以外への搬入・搬出の場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1km当たり時価による料金を徴収する。
 - ・ 契約期間中に、転居等契約者の都合により商品の移動を行なう場合。

第14条 (契約者による途中解約)

- 1 契約者は介護予防福祉用具が不要となった場合には、契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができるものとします。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1週間前までに事業者へ通知するものとします。但し、契約者の入院等、契約を継続することができない特別な事情が生じた場合には、通知日をもって本契約を解約することができるものとします。
- 2 前項の場合に、契約終了月について既に支払われたサービス利用料金は返還されないものとします。

第15条 (契約の解除)

- 1 契約者は、事業者が以下の事由に該当する場合には本契約を解除することができるものとします。
 - ①事業者が正当な理由なく本契約に定める介護予防福祉用具貸与を実施せず、契約者の請求にもかかわらずこれを実施しようとしめない場合。
 - ②事業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
 - ③事業者が、契約者、もしくは介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行なうなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ④事業者が破産した場合。
- 2 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができるものとします。
 - ①契約者による利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、事業者の相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
 - ②契約者もしくは介護者等が第5条に定めた義務に違反し、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
 - ③介護予防福祉用具の利用場所が事業所の通常の事業の実施地域外へ移転する場合。
- 3 前項第1号及び第2号の場合には、契約者は、契約が終了する利用月について所定の利用料金を

事業者を支払うものとします。また、前項第3号の場合には、契約者は、契約解除日までの掛金算定方式に応じて所定の利用料金を事業者を支払うものとします。

- 4 本条第3項による解約に際しては、契約者の心身の状況や、その置かれている状況を踏まえ、介護支援専門員や市町への連絡、その後の必要な援助を行うものとします。

第16条 (契約の終了)

契約の有効期間中、以下の事由が生じた場合には、本契約は終了するものとします。

- ① 契約者が死亡した場合。
- ② 地震、火災等の天災その他契約者の責に帰すべからざる事由により介護予防福祉用具が焼失または破損し使用できなくなった場合。
- ③ 契約者の要介護認定区分が自立又は要介護と認定された場合

第17条 (介護予防福祉用具の回収)

- 1 事業者は、本契約の終了又は介護予防福祉用具の交換・変更等により契約者から介護予防福祉用具の回収依頼を受けた場合には、速やかに介護予防福祉用具を回収するものとします。
- 2 前項の場合には、契約者は、契約終了日までの料金算定方式に応じて所定の利用料金を支払うものとします。
- 3 介護予防福祉用具の利用場所が事業者の通常の事業の実施地域外にある場合には、契約者は事業者別に別途費用（回収料金等）を支払うものとします。通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1km当たり時価による料金を徴収します。

第18条 (事業者の損害賠償責任)

事業者は、介護予防福祉用具の故障・欠陥により、もしくは介護予防福祉用具貸与の実施にともなって又は第11条に定める守秘義務に違反して、契約者又は介護者等の生命・身体・財産・信用等を傷付けた場合には、その損害を賠償するものとします。

第19条 (損害賠償がなされない場合)

介護予防福祉用具貸与の実施にともない発生した損害であっても、以下の事由に該当する場合には、事業者は損害賠償義務を負わないものとします。

- ① 契約者が、疾患・心身状態及び福祉用具の設置・使用環境等、福祉用具の選定に必要な事項について故意にこれをつけず、又は不実の告知を行ったことにもつばら起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者の急激な体調の変化等・事業所の実施した介護予防福祉用具貸与を原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ③ 契約者もしくは介護者等が、事業所及び従事者の指示・説明に反し又は第5条第2項の定め反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- ④ 損害が事業者の責に帰すべからざる事由によって生じた場合。

第20条 (相談・苦情対応について)

- ① 事業者は、利用者からの苦情・相談等に対する窓口を設置し、福祉用具貸与に関する利用者の苦情・要望に対し迅速かつ適時に対応し、サービス向上・改善に努めます。
- ② 苦情があった場合には、担当者が相手方に連絡を取り詳しい事情を把握するとともに、苦情関係者からも事情を確認します。

事業所の窓口 管理者：安木 恵美子	広島県福山市今町3番10号 TEL：084-023-1270
----------------------	-----------------------------------

福山市保健福祉局長寿社会 応援部介護保険課	広島県福山市東桜町3番5号 TEL：084-928-1782
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課調査指導係	広島市中区東白島町19番49号 TEL：082-554-0783
府中市社会事務所 介護福祉係	広島県府中市広谷町919-3 TEL：0847-43-3450

第21条 (契約者の損害賠償責任)

事業者は、契約者の故意又は過失（第5条第1項及び第2項に定める義務の違反を含む）によって介護予防福祉用具が紛失した場合、又は破損・著しい汚損等が認められた場合には、契約者に対して補修もしくは弁償相当額の支払いを請求することができるものとします。

第22条 (契約当事者の変更等)

事業者は、契約者に対し、本契約の締結に際してあらかじめ親族等を代理人とし、契約者が契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合にも継続して事務を行うこと、又は、契約者が契約の期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合には、契約者を代理人等に変更することを求めることができるものとします。

第23条 (協議事項)

本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、契約者と事業者は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。

第24条 (契約期間・更新)

本契約は3ヶ月単位とします。但し、毎月末1週間前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名のうえ1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

署名代行

利用者との関係

住所 _____

氏名 _____

【事業者名】

医療法人 三宅会 指定福祉用具グッドライフレンタル
理事長 三宅 晴夫
管理者 安木 恵美子

【契約書説明者】

指定福祉用具グッドライフレンタル
氏名

【事業所名】

広島県福山市今町3番10号
指定福祉用具グッドライフレンタル (指定番号 3471509749)